

サービス標準化ワーキンググループ分科会（以下「分科会」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 本分科会は、原則として非公開する。
2. 分科会での配布資料は原則として公開する。会議の議事要旨については、委員の確認を経た上で公開する。ただし、主査及び資料提出者又は出席者が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
3. 主査が特に必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求めることができる。
4. 委員は、分科会に関して知り得た非公開情報は、分科会の審議以外の目的で利用してはならない。
5. この運営要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、主査が定める。